

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、店長として調理等の業務に従事していた。

被災者は、平成○年○月○日、自宅において倒れ、D病院に救急搬送されたが、同月○日、同病院において死亡した。死亡診断書には、直接死因として「不整脈」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の疾病名及びその発症時期について、平成〇年〇月〇日付けE医師作成の意見書、平成〇年〇月〇日付けF医師作成の意見書及び症状経過等に照らし、当審査会としては、被災者は平成〇年〇月〇日に不整脈による心停止（以下「本件疾病」という。）を発症し、同月〇日死亡に至ったものと判断する。

(2) ところで、本件疾病を含む虚血性心疾患等に係る業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 被災者の業務について、本件疾病の発症直前から前日までの間における異常な出来事に遭遇した事実は認められず、また、短期間（発症前おおむね1週間）の間に、特に過重な業務に従事したとは認められないものと、当審査会として判断する。

(4) 発症前の長期間における業務の過重負荷の有無について

認定基準によると、発症前1か月間に特に著しいと認められる長時間労働に従事した場合（おおむね100時間を超える時間外労働が認められる場合）、発症前2ないし6か月間にわたって、著しいと認められる長時間労働に継続的に従事した場合（1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合）は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされている。

被災者の労働時間については、決定書第2の2（1）エ（ク）のとおり、被

災者に係る労働時間管理がなされていない中、施錠記録や関係者の申述などを基に推計した監督署長による被災者の労働時間は、おおむね妥当であるものと判断する。

これによれば、発症前1か月の被災者の時間外労働時間数は82時間30分であり、発症前2ないし6か月間の平均時間外労働時間数はいずれも100時間前後に達していることが認められる。

また、関係者らの申述から、会社でただ一人の正社員であった被災者は、余裕のない人員体制の中で、厨房を取り纏める役目を担っていたものであり、手待ち時間が多かったなどの事情も認められず、当審査会としては、被災者の労働密度が低かったとは判断しない。

このほか、業務と発症との関連性が弱いと評価する特段の理由も認められない。

したがって、被災者には本件疾病発症前長期間にわたって業務による過重な負荷が認められることから、被災者の本件疾病発症と業務との間には相当因果関係があると判断される。

- 3 以上のことから、被災者の死亡は業務上の事由によるものであると認められることから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は取り消されるべきである。

よって主文のとおり裁決する。